

議案第39号

大網白里市行政組織条例の制定について
大網白里市行政組織条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市行政組織条例

大網白里市課設置条例（昭和46年条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を処理させるための行政組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 健康福祉部
- (3) 市民経済環境部
- (4) 都市建設部

（事務分掌）

第3条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ア 秘書、渉外及び儀式に関すること。
 - イ 広報及び広聴に関すること。
 - ウ 議会及び行政一般に関すること。
 - エ 文書及び例規に関すること。
 - オ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
 - カ 行財政改革に関すること。
 - キ 固定資産評価審査委員会に関すること。
 - ク 予算その他財務に関すること。
 - ケ 財産の管理に関すること。

- コ 入札、契約及び工事検査に関する事。
- サ 重要施策の企画、調整及び推進に関する事。
- シ 情報管理に関する事。
- ス 統計に関する事。
- セ 消防及び防災に関する事。
- ソ 交通安全及び防犯に関する事。
- タ 市税の賦課及び徴収に関する事。
- チ 固定資産の評価に関する事。

(2) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 生活保護に関する事。
- ウ 児童福祉に関する事。
- エ 高齢者福祉に関する事。
- オ 介護保険に関する事。
- カ 保健衛生に関する事。

(3) 市民経済環境部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- イ 国民健康保険に関する事。
- ウ 後期高齢者医療制度に関する事。
- エ 国民年金に関する事。
- オ 市民との協働に関する事。
- カ コミュニティに関する事。
- キ 環境保全及び環境衛生に関する事。
- ク 農業及び林業に関する事。
- ケ 農業生産基盤に関する事。
- コ 商工業及び水産業に関する事。
- サ 観光に関する事。

(4) 都市建設部

- ア 道路及び橋りょうに関する事。
- イ 河川及び排水に関する事。

- ウ 都市計画に関する事。
- エ 建築宅地に関する事。
- オ 住宅に関する事。
- カ 土地区画整理事業に関する事。
- キ 公園に関する事。
- ク 下水道に関する事。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。